

要約版

つくばみらい市第6期障がい福祉計画
及び第2期障がい児福祉計画(案)

つくばみらい市

1 計画策定の趣旨・背景

本市では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの3カ年を計画期間とする「つくばみらい市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。この度、3年に一度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本市においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい基本指針に基づく「つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけと計画期間

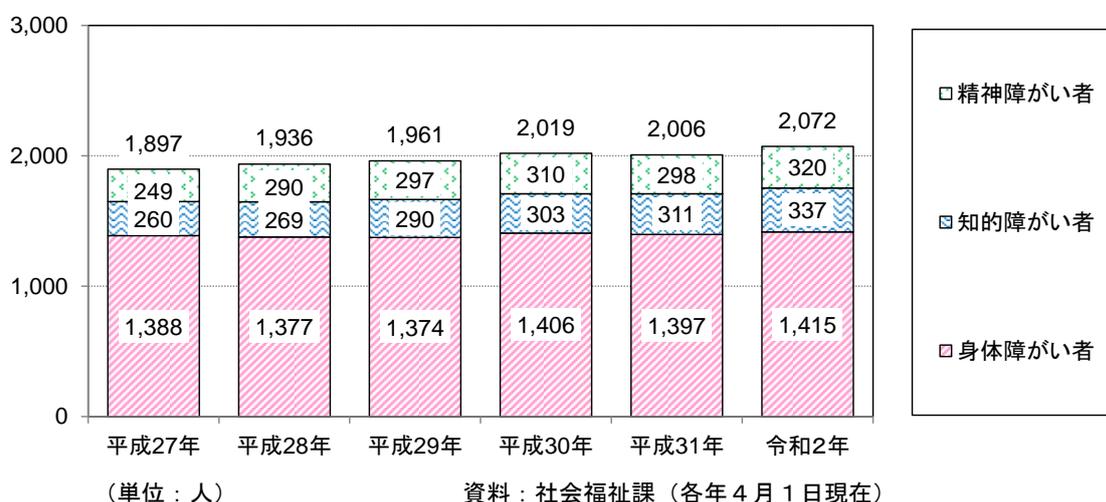
本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

「つくばみらい市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。国の障がい者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

3 障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本市の障がい者数をみると、令和2年4月現在、障がい者数は2,072人となっています。障がい別では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも増加傾向です。

●障がい者数の推移（障害者手帳所持者）



4 計画の基本理念

国が示す第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本指針では以下を基本的理念としています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が必要とするサービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現されるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源の開発と活用を図り、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していきます。

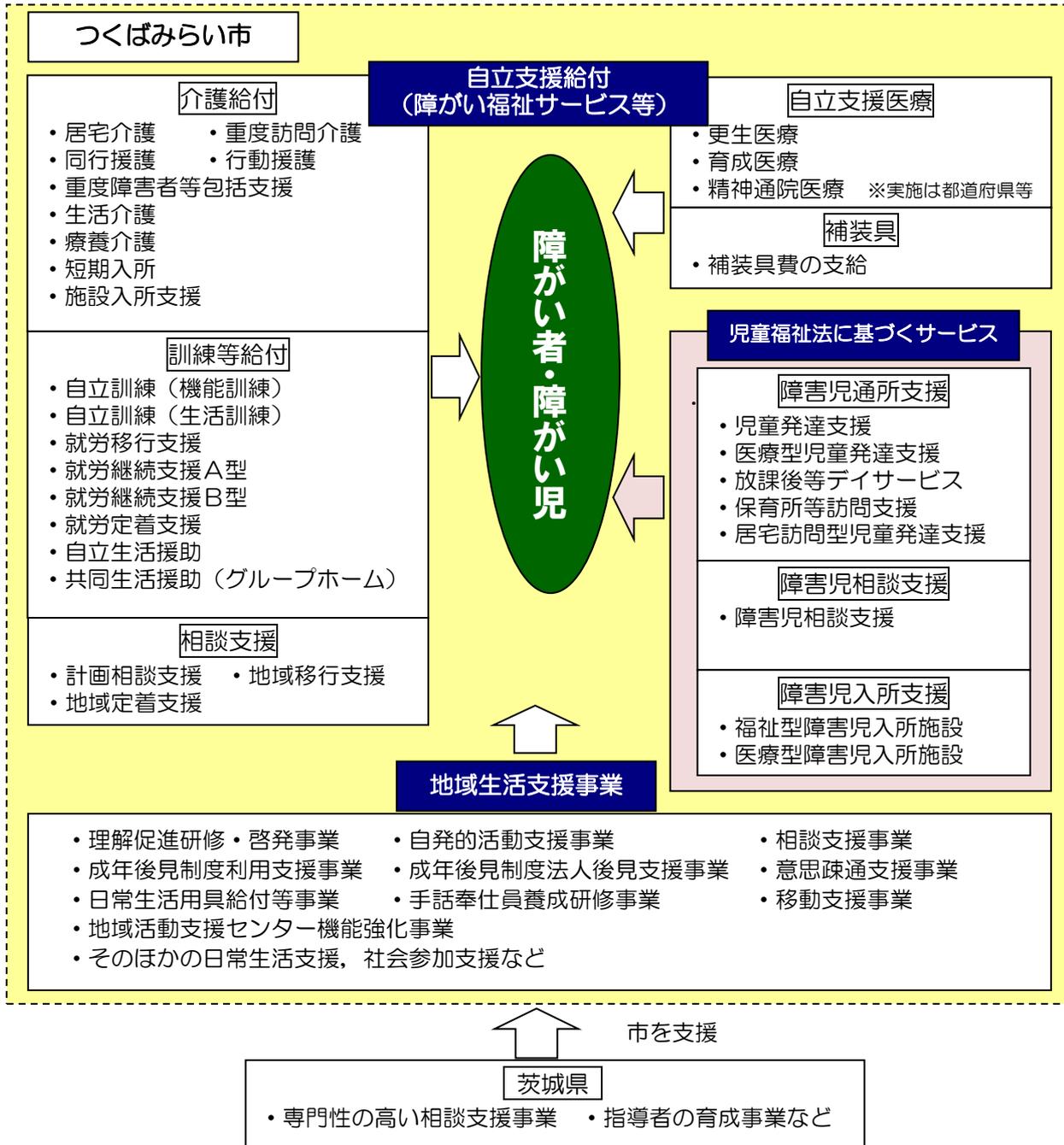
(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。

5 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【 障がい福祉サービス等の体系図 】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

6 計画の具体的な目標

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においては、実績を振り返ったうえで、国・県の基本指針に準じ、令和5年度の目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

| 区分 | 項目と考え方 | 数値 |
|---------|---|----|
| 前回計画の実績 | ①令和元年度末までの地域生活移行者数(※1) | 3人 |
| | ②令和元年度末現在の施設入所者削減数 | 1人 |
| 本計画の目標 | ①令和5年度末までの地域生活移行者数 令和元年度末の施設入所者(58人)のうち共同生活援助(グループホーム)や一般住宅等へ移行する見込者数。56人(継続入所者(※2)2人を除く)×6% | 4人 |
| | ②令和5年度末の施設入所者削減数 令和元年度末の施設入所者(58人)の1.6%にあたる人数。56人(継続入所者2人を除く)×1.6% | 1人 |

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数

※2 継続入所者とは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害者施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。本市では、国の基本指針に基づき、障がい者支援協議会において、平成30年度に設置した包括ケア部会の継続・充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までに、地域生活支援拠点(地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を含む)について、本市に立地するグループホームや障がい者支援施設と調整のうえ、整備を行うことを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

| 区分 | 項目 | 数値 |
|---------|---|-----|
| 前回計画の実績 | ①令和元年度の年間一般就労移行者数 | 5人 |
| | ②令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数 | 24人 |
| | ③令和元年における全就労移行支援事業所数に占める就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 | 0% |
| 本計画の目標 | ①令和5年度の年間一般就労移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績5人の1.27倍とします。 | 7人 |
| | ②令和5年度の就労移行支援事業(※1)から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績3人の1.30倍とします。 | 4人 |
| | ③令和5年度の就労継続支援A型事業(※2)から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.26倍とします。 | 2人 |
| | ④令和5年度の就労継続支援B型事業(※3)から一般就労への移行者数 国の基本指針に基づき令和元年度実績1人の1.23倍とします。 | 2人 |

※1 就労移行支援事業：一定期間（24か月以内）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※2 就労継続支援A型事業：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他の必要な支援を行います。

※3 就労継続支援B型事業：通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

| 区分 | 項目 | 数値 |
|---------|---|-------|
| 前回計画の実績 | ①令和元年度の就労定着支援事業利用者数 | 3人 |
| 本計画の目標 | ①令和5年度の就労定着支援事業利用者数 国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等(※)を通じて一般就労に移行する者(7人)のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること | 5人 |
| | ②令和5年度における全就労定着支援事業所数に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合 | 70.0% |

※就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

| 区分 | 項目 | |
|---------|-------------------|-----|
| 前回計画の実績 | ①児童発達支援センターの設置 | 未設置 |
| | ②保育所等訪問支援を利用できる体制 | 未構築 |
| 本計画の目標 | ①児童発達支援センターの設置 | 1カ所 |
| | ②保育所等訪問支援を利用できる体制 | 構築 |

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市には児童発達支援事業所が3か所、放課後等デイサービス事業所が5か所あることから、これらの事業所との協議により重症心身障がい児を支援する事業所の確保について圏域での確保を含め検討します。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、平成30年度に保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として障がい支援協議会に子ども子育て部会を設けました。

本計画では、障がい者支援協議会において、医療的ケア児を含めた地域での福祉における課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図ることを基本とします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 **新規**

①総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化の取り組みを継続することを基本とします。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 **新規**

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

茨城県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。